

被扶養者認定に必要な書類(任意継続)

(嘱託およびパート再雇用になられる場合は、雇用契約書にて健康保険に加入されない場合のみ申請できます。)

区分		健康保険被扶養者 (異動)届	添付書類		
			所得を証明するもの*	住民票 (全員記載)	
同居しなくてもよい人	父母	74歳以下	○	○	○
	配偶者		○	○	○
	子	18歳以上	○	○	○
		18歳未満	○	—	—
	兄弟姉妹・孫	18歳以上	○	○	○
		18歳未満	○	—	—
同居していなければならぬ人	義父母	74歳以下	○	○	○
	甥・姪	18歳以上	○	○	○
		18歳未満	○	—	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	74歳以下	○	○	○

* 扶養家族の所得を証明するもの

- ・所得証明書の写し(無収入の場合は、「課税・非課税証明書」の写し)
- ・学生の場合は、在学証明書の写し
- ・年金受給者は、改定通知書の写しと所得証明書の写し

- 扶養していない配偶者がいる場合で、継続して子 等だけを被扶養者に申請されたい場合、ご夫婦の今後の収入が多いほうの扶養となります。
- 新たに扶養者を追加される場合は、扶養申請状況書 等が必要となりますので、お問い合わせ下さい。
- 状況に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。